

建築物石綿含有建材調査者講習(一般) 【中北プロック商工会】

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました。

(石綿則第3条、関係告示)

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

主な受講資格

1. 石綿作業主任者技能講習修了者
2. 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
3. 短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
4. 高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
5. 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
6. 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

※受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

カリキュラム概要

科 目 等	時 間
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
科目 石綿含有建材の建築図面調査	4時間
科目 現場調査の実際と留意点	4時間
科目 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査(筆記試験)	1. 5時間
合 計	12. 5時間

◆ 受講料(テキスト代込) ◆

(建災防山梨県支部 会員)

(非 会 員)

¥40,000

¥ 45,140

◆ 開催日時／場所 ◆

日 程 (3日間)	時 間	締切日	場 所	定 員
2/6 (月)	08：50～ 16：10	1/23 (月)	「峠北地区建設業協会」 (韮崎市藤井町南下條山影 547-1)	
2/7 (火)	08：50～ 16：50			30名

※申込時、身分証明書(運転免許証・住民票・健康保険証等)のコピーを添付してください。
(<氏名・生年月日・住所>すべてが記載されているもの)

※ 当方での受講が初めての方、または前回撮影してから 5年以上経過した方は、当日写真撮影を行います。

※404円切手を貼った封筒 ※全ての受講者より講習当日回収させて頂きます

修了証郵送用。(定形サイズ:簡易書留郵便にて、発行され次第発送致します。)

※封筒はお一人につき1通ずつ必要です。
複数の方の修了証を入れることは出来ません。
※委任状による一括受け渡しも可能です。

※受講定員 30名

※申し込み
締め切り日 別紙申込書により中北ブロック商工会へ申込
〔令和5年1月23日(月)締切〕

※注意事項 申し込み後の取り消しは、資料を送付し受講料はお返しいたしませんのでご了承下さい。